

---

◎議案第24号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第18、議案第24号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

須田生活福祉部長。

○生活福祉部長（須田健一君） 議案第24号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

白老町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

次のページになります。附則。この条例は、法の施行の日から施行する。

議案説明。白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

新型インフルエンザ発生時にその脅威から国民の生命及び健康を守り、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国、地方公共団体等の責務及び対処法等について規定した新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、本町においても同法の規定に基づき、白老町新型インフルエンザ等対策本部に関する事項を定めるため本条例を制定するものである。

以上でございます。

---

白老町新型インフルエンザ等対策本部条例

（目的）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、白老町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行

うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国及び道の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 白老町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。